両立支援等助成金

出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を 取得しやすい職場風土作りに取り組み、 男性労働者の育児休業取得率が上昇した 事業主に支給されます。

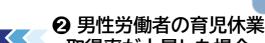
● 男性労働者が育児休業を **<** 取得した場合

出生後8週間以内に開始する育児休が対象

助成額(1事業主1回限り)			
中小企業のみ	通常取得	20 万円	
	代替要員加算 (1~2人の場合)	20万円	
	代替要員加算 (3人の以上場合)	45万円	
		45万円	

- 育児・介護休業法に規定する雇用環境整備の 措置を複数実施すること。
- り男性労働者が、子の出生後8週間以内に開始 する連続5日以上の育児休業を取得すること。 育児休業取得者の業務を代替する労働者の
- 業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に 基づき業務体制の整備をしていること。

※育児休業取得者の業務を 代替する労働者を新規雇用 (派遣を含む)した場合、 加算して支給 (代替要員加算)。



新設

取得率が上昇した場合 男性労働者が育児休業を取得し支給を受けた 事業主において、男性労働者の

育児休業取得率が上昇した場合に対する助成金 育児休業取得率が30%以上 上昇したのが、❶の支給を受けてから

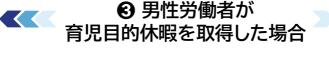
肋成額

<>内は、生産性要件を満たした場合の支給額				
中小企業のみ	1年以内	60万円 <75 万円>		
	2年以内	40 _{万円} <65 _{万円} >		
	3年以内	20 _{万円} <35 _{万円} >		



- ▶ 育児・介護休業法に規定する雇用環境整備
- の措置を複数実施すること。 ● 育児休業取得者の業務を代替する労働者の
- 業務見直しに係る規定を策定し、当該規定に 基づき業務体制の整備をしていること。 男性労働者の育児休業取得率が、第1種の支
- 給を受けてから3事業年度以内に30%以上 上昇していること。 育児休業を取得した男性労働者が、第1種の

申請に係る者の他に2名以上いること。



育児目的休暇を 取得した場合に 対する助成は

